

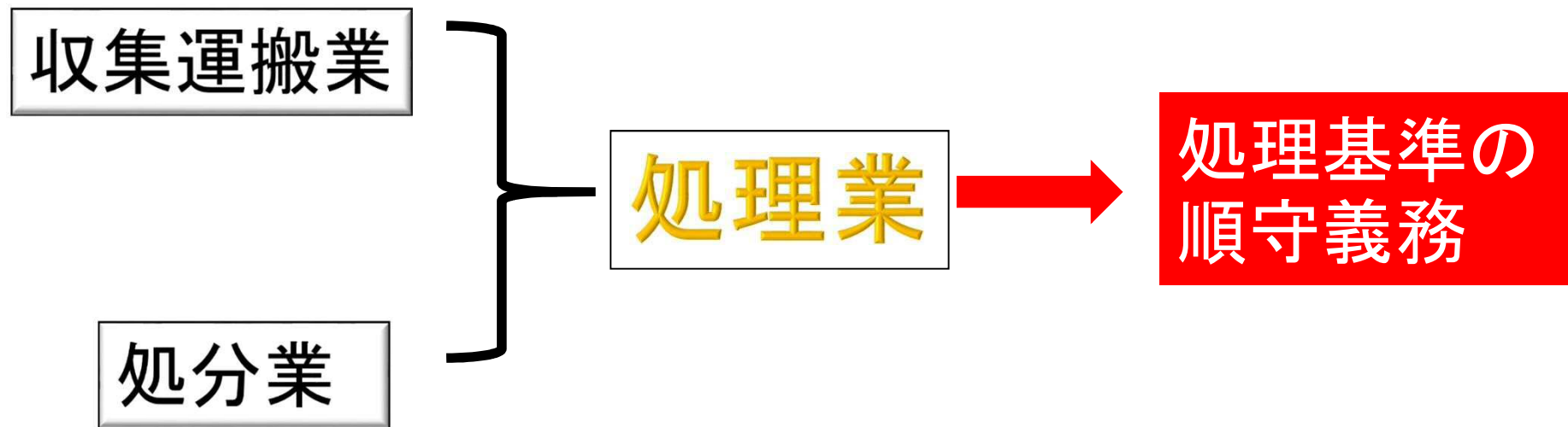
# 令和元年度一般廃棄物処理業者講習会

## 一般廃棄物処理基準等について

令和元年10月29日（火）  
環境局生活環境部廃棄物指導課

# 処理基準とは？

- 処理基準とは、業を行う上で遵守しなければならない基準



# 一般廃棄物処理基準

- ① 一般廃棄物を処理する際は、一般廃棄物が飛散及び流出しないようにする
- ② 一般廃棄物を処理する際は、悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全に支障が生じないように必要な措置を講じる
- ③ 一般廃棄物を処理するための施設を設置する場合は、生活環境の保全に支障が生じないように必要な措置を講じる

etc.

# 処理基準の違反に該当する例と対策①

- ・運搬中に積んでいた一般廃棄物を落下させた
- ・運搬車両から生活環境の保全上支障をきたす悪臭が生じている

違反

## 処理基準

- ・一般廃棄物を処理する際は、一般廃棄物が飛散及び流出しないようにする
- ・一般廃棄物を処理する際は、悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全に支障が生じないように必要な措置を講じる

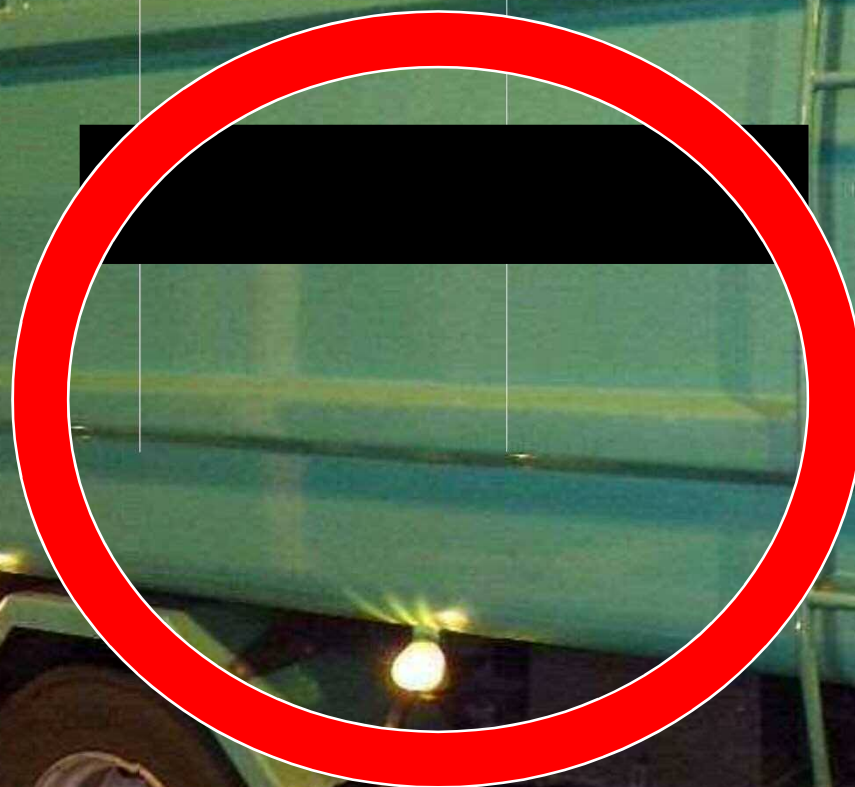


悪臭対策にもなる！

**走行中はホッパーを閉めましょう**



ただし、積みすぎると飛散する可能性が高まるので、注意が必要！！

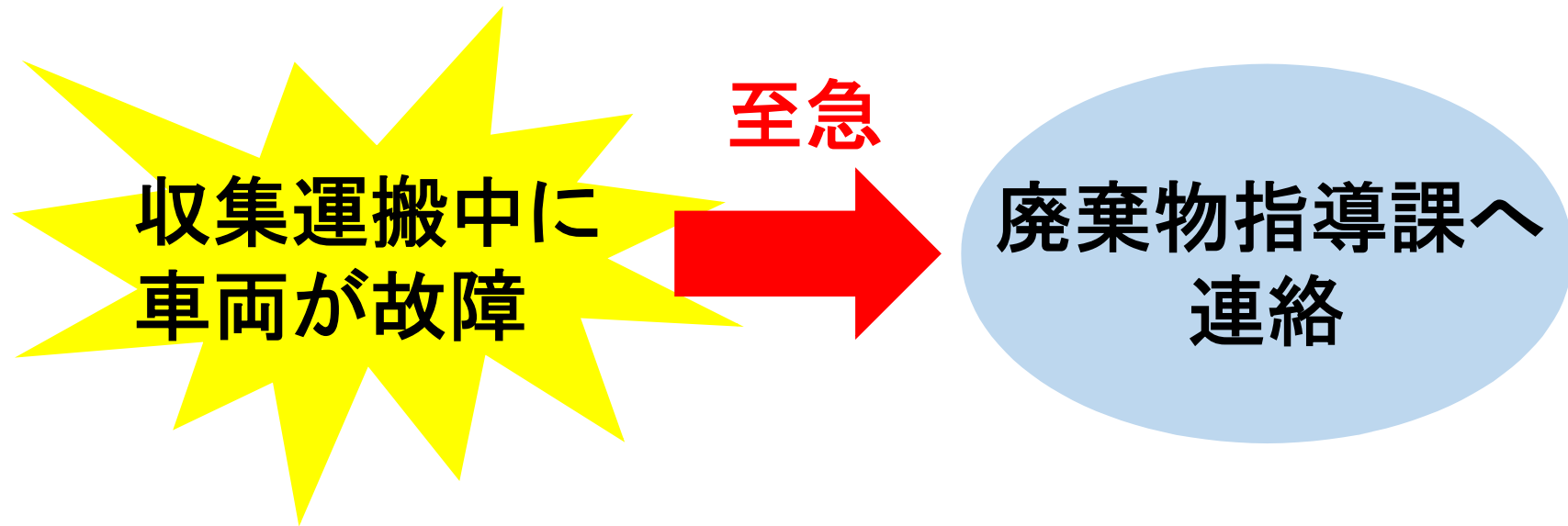


## 収集運搬の場合

- ① 塵芥車で運搬する場合は、ホッパー部分  
は閉じる(飛散・悪臭対策)
- ② 廃棄物は過剰に積み上げない(飛散対策)
- ③ スピードを出しすぎない(飛散対策)
- ④ 洗車はこまめに行う(悪臭対策)
- ⑤ 低騒音の車を使用する(騒音対策)



収集運搬中の車両の故障について



原則として廃棄物が中に入ったままの故障車は市外の修理工場に持ち込まない

## 処理基準の違反に該当する例と対策②

- ・施設内で保管していた一般廃棄物が風に吹かれ施設外に飛散した
- ・一般廃棄物の処分施設を設置する際に、生活環境の保全に支障が生じるほどの騒音が発生した

違反

## 処理基準

- ・一般廃棄物を処理する際は、一般廃棄物が飛散及び流出しないようにする
- ・一般廃棄物を処理するための施設を設置する場合は、生活環境の保全に支障が生じないように必要な措置を講じる

## 処分業の場合

- ① こまめに散水を行う(飛散対策)
- ② 保管容器等に損傷がないか定期的に点検を行う(飛散・流出対策)
- ③ 処理施設内を清潔に保つ(悪臭対策)
- ④ 低騒音の重機を使用する(騒音対策)

**処理基準に違反した場合はどうなる？**

**改善命令、措置命令などの処分対象になり、  
最悪の場合、許可の取消しとなり、欠格要件に  
該当する。**

改善命令：処理基準に適合されない処理が行われた場合、  
期限を定めて処理方法の変更などの措置を求める

措置命令：処理基準に適合されない処理が行われかつ生活環境の  
保全に支障を生じている又は生じる恐れがある場合、  
期限を定めて、その支障の除去又は発生防止のために  
必要な措置を講じる

## 処理基準とは別に...

収集運搬車両の運転マナーに関する苦情が多く寄せられています。処理基準に関するものではありませんが、交通ルールを順守の上、一般廃棄物の処理をお願いします。

- ・スピード超過 ✖
- ・ホッパーの開けっ放し ✖
- ・危険な割り込み、右折 ✖
- ・収集時の騒音 ✖



**ご清聴ありがとうございました**

**川崎市環境局 生活環境部**

**廃棄物指導課 処理業許可係**

**川崎市役所第3庁舎16階**

**044-200-2593**

**30haiki@city.kawasaki.jp 16**